

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第30 準備書面

(裁判所の求釈明に対する回答)

2019（平成31）年1月10日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

本書面は、前定期日における裁判所からの求釈明に対する回答を内容とするものである。

第1 裁判所の求釈明の内容

裁判所は、被爆者健康手帳の各請求（交付申請却下処分の取消しと交付処分の義務付けを求めるもの）と第1種健康診断受診者証の各請求（交付申請却下処分の取消しと交付処分の義務付けを求めるもの）との関係について、原告らが、被爆者健康手帳の各請求が主位的請求、第1種健康診断受診者証の各請求が予備的請求であると整理していることを前提として、仮に被爆者健康手帳の各請求のうち交付申請却下処分の取消しのみが認められた場合にもなお、第1種健康診断受診者証の各請求に対する判断を求めるかが判然としないため、この点も踏まえて、原告らに対し、被爆者健康手帳の各請求と第1種健康診断受診者証の各請求の関係について、明らかにするよう求めている。

第2 原告らの回答

1 結論

原告ら第7準備書面2頁で主張したとおり、被爆者健康手帳の各請求と第1種健康診断受診者証の各請求の関係は予備的併合であり、前者が主位的請求、後者が予備的請求である。

仮に被爆者健康手帳の各請求のうち、交付申請却下処分の取消しのみが認められた場合に、原告らは、第1種健康診断受診者証の各請求に対する判断を裁判所に求める。

2 理由

被爆者健康手帳の交付申請却下処分の取消しの判断が実体面を理由として行われた場合は、裁判所が、原告らが被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると認めている場合であるから、交付申請却下処分の取消しに加えて、交付処

分の義務付けも問題なく認容されると思われる（なお、戦時中に三菱重工業長崎造船所（長崎市）に徴用され、原爆に遭ったとして、韓国に住む男性3人が長崎市に被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟において、長崎地裁平成31年1月8日判決は、男性3人の訴えを認め、被爆者健康手帳の交付申請却下処分を取消すとともに、交付処分の義務付けも認めている。）ので、裁判所が釈明を求めているところの、交付申請却下処分の取消しのみが認められ、交付処分の義務付けが棄却された場合には該当しないと思われる。

他方、原告らは、本訴訟において、上記実体面に加えて、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する手続的瑕疵として、①「黒い雨」被爆者を前提とした審査基準が定められていないこと（訴状（第1次訴訟）21～22頁等）と、②国（厚生労働省）の不当な指揮監督により、被告広島県・広島市が交付申請却下処分を強いられたのであるから、国（厚生労働省）の指揮監督は被告広島県・広島市の自主性・自立性ひいては住民自治・団体自治を侵害する違法な行為と評価すべきであり、そのような国（厚生労働省）の度を越えた指揮監督により県・市は事実上「意思能力」のない状態に置かれていたのだから交付申請却下処分は違法・無効であること（原告ら第11準備書面・第12準備書面）を主張しているところ、被爆者健康手帳の交付申請却下処分の取消しが、実体面ではなく、これら手続面の違法・無効のみを理由とする場合には、行政事件訴訟法37条の3第5項の義務付け訴訟の勝訴要件である「行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められる場合」や「行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められる場合」に該当するわけではないので、交付処分の義務付けが認められることにはならない。

その結果、この場合には、原告らは被爆者健康手帳の交付を受けることができないので、予備的請求である第1種健康診断受診者証の各請求の判

断が必要となる。

よって、裁判所が釈明を求めている「仮に被爆者健康手帳の各請求のうち、交付申請却下処分の取消しのみが認められた場合」とは、つまるところ、被爆者健康手帳の交付申請却下処分の取消しが、実体面ではなく、手続面の違法・無効のみを理由とする場合と同義と考えられるので、このような場合、原告らは、第1種健康診断受診者証の各請求に対する判断を裁判所に求めることとなる。

以上